

馬券払戻金に係る課税は？「一時所得？」「雑所得？」

芸能人に対する馬券払戻金への追徴課税が話題になっていますが、公営のギャンブル（競馬、競輪、競艇等）で儲けが出た場合には、原則、一時所得として確定申告が必要になります。

ただし、過去に雑所得として認められた事例がいくつかあります。

まず、一時所得と雑所得の違いは下記の通りです。



一時所得の概要と計算方法 国税庁 No.1490

・概要（内容）

営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得です。

(1) 懸賞や福引の賞金（業務に関して受けるものを除く。）

(2) 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。）

(3) 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除く。）や損害保険の満期返戻金等

(4) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除く。）

(5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

・計算方法

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除最高(50万円)＝一時所得の金額

一時所得の金額の1/2が課税対象になります。（50万円に満たない場合は、税金はかからない）

雑所得の概要と計算方法 国税庁 No.1500

・概要

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得および一時所得のいずれにも当たらない所得をいい、例えば、公的年金等、非営業用貸金の利子、副業に係る所得が該当する。

・計算方法

総収入金額－必要経費

今回の芸能人の件の争点 外れ馬券の購入金額を経費に含めることができるか。

一時所得：当たり馬券の購入金額だけ経費とする（収入を得るために支出した金額）

雑所得：当たり馬券、外れ馬券の全ての馬券の購入金額を経費とする（必要経費）

ポイント 営利を目的とする継続的行為から生じたものに該当するか。

馬券の払戻金の所得区分については、購入の期間、回数、頻度、事業規模で反復・継続的に行っていたかを総合的に判断して決定されます。

例えば、ソフトウェアを使用し、条件と計算方式に基づき、様々な組み合わせにより定めた購入パターンに従って、年間を通して馬券を購入し、利益が得られるように行っているという事実が客観的に明らか場合は、雑所得に該当すると判断され、外れ馬券も経費として認められた事例があります。（最高裁平成29年12月15日判決）ただし、上記の事例のような方法で馬券を購入する人は、購入者の全体から見ても少なく、雑所得として認められることは極めて稀なことである考えられます。

2019年1月から国税庁のHPに「公営競技の払戻金の支払いを受けた方へ」というリーフレットと所得の計算のためのExcelシートも掲載されております。ネットでの馬券購入も浸透し、今後「馬券裁判」は身近になってくると思われます。